

## 奈良市教育委員会施策評価懇談会要領

### (趣旨)

第1条 奈良市教育委員会が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価するにあたり、点検・評価の客観性・公平性を高めるため、点検・評価の方法や結果について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項に定める教育に関し学識経験を有する者の意見を求め、その知見を活用することで本市の教育行政の向上に資することを目的として、奈良市教育委員会施策評価懇談会を開催する。

### (学識経験者)

第2条 学識経験者は、教育委員会の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 点検・評価方法の改善・充実にすること。
- (2) 点検・評価の結果に関すること。

2 学識経験者は、2名とする。

### (関係職員)

第3条 教育委員会は、前条の学識経験者の求めがある時、または必要があると認めたときは、関係職員を立ち合わせ、所管事項について説明させ、または意見を述べさせることができる。

### (庶務)

第4条 奈良市教育委員会施策評価に関する庶務は、教育委員会事務局教育政策課において処理する。

### (雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。